

全国健康保険協会管掌健康保険 被保険者の特定保健指導業務委託機関の募集について

1. 委託業務概要

全国健康保険協会管掌健康保険福島支部における被保険者に対する特定保健指導業務を委託して行うもので、「全国健康保険協会（健康保険）被保険者に対する特定保健指導業務委託要領」を基本とします。

2. 委託契約及び委託契約期間

委託契約は、全国健康保険協会福島支部長と選定基準を満たした機関との間に「特定保健指導委託契約書」に基づき締結します。

なお、委託期間は、契約日から翌年3月31日までとします。

3. 選定基準

「全国健康保険協会（健康保険）被保険者に対する特定保健指導業務委託事務処理要領」の2「受託要件」（別紙1）を満たしていること。

4. 提出書類

- (1) 被保険者に対する特定保健指導受託申請書（様式1）
- (2) 被保険者の特定保健指導実施計画書（様式2）
- (3) 被保険者の特定保健指導実施機関調査票（様式3）
- (4) 特定保健指導従事者名簿（様式4）
- (5) 見積書（様式5）
- (6) 再委託申請書（様式6）
- (7) 直近1年分の社会保険料、税等の納入が確認できる書類（社会保険料納付証明書（写し可）及び納税証明書（写し可））
- (8) その他、個人情報の取扱いに関する書類、施設内の図面等

※（1）～（6）については、応募を希望される機関へ別途配布しますのでご連絡ください。

5. 受付期間

実施要綱等を送付させていただきますので、下記問い合わせ先へご連絡ください。

受付時間 8：30 から 17：15 ※土日・祝日は除く

6. 提出・問い合わせ先

〒960-8546 福島市栄町 6-6NBF ユニックスビル 8階

全国健康保険協会福島支部 保健グループ

電話 024-523-3919 (FAXでの提出は不可)

7. その他

- (1) 提出された書類一式は、返却しませんのでご了承ください。
- (2) 本事業応募に係る提出書類作成及び提出等に要する費用はすべて受託者の負担とします。

「受託要件」

- (1) 受託機関は、次の要件をすべて満たしている者とする。
- ア. 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 16 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成 20 年厚生労働省告示第 11 号）第 2 「特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たしていること。また、業務の一部を他の実施機関に委託する場合には、ホームページ上の「運営についての重要事項に関する規程の概要」に、再委託の範囲及び委託先等を明示するとともに、手引きの「特定保健指導における元請け・下請けの定義」の範囲内とすること。
 - イ. 高確法及びその他関係法令を遵守し、「改訂版」に沿って特定保健指導を実施できること。
 - ウ. 契約締結日から起算して、前 2 年以内に手形交換所による取引停止処分を受けていないこと又は前 6 ヶ月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出していないこと。
 - エ. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）上の更生手続開始の申立てをした者にあつては、契約締結日までに同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていること。
 - オ. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）上の再生手続開始の申立てをした者にあつては、契約締結日までに同法に基づく裁判所による再生手続開始決定がなされていること。
 - カ. 社会保険に関する実績が良好であること及び国・地方公共団体等に対する過去の公租公課の納付状況が良好であること。
 - キ. 特定保健指導記録の結果については、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして協会支部が指定する仕様に従って作成し、電子データを格納したファイルを収録した電子媒体（CD-R）によって提出できること。
 - ク. 個人情報の管理は、「個人情報ガイドライン」、「個人情報取扱注意事項」（別紙）、その他関連法令等の遵守を徹底していること。
 - ケ. 保健指導機関番号を取得していること。ただし、自社の従業員にのみ実施する場合はこの限りではない。
- (2) 受託機関は、特定保健指導に係る利用者本人の自己負担を求めないこと。